

議案第9号

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和8年2月17日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

関市東部公民センター等を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センターの管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市東部公民センターの項、関市東山公民センターの項、関市岩下公民センターの項、関市寺田公民センターの項、関市柳町公民センターの項、関市平賀公民センターの項、関市新田公民センターの項、関市旭公民センターの項、関市重竹公民センターの項、関市元重公民センターの項、関市十三塚公民センターの項、関市四季の台公民センターの項、関市天神公民センターの項、関市津保公民センターの項、関市千疋北公民センターの項、関市桜台中央公民センターの項、関市桜台西公民センターの項、関市東新公民センターの項、関市関川公民センターの項、関市関ノ上東公民センターの項、関市洞戸片集会場の項、関市洞戸通元寺集会場の項、関市板取白谷集会場の項、関市板取九蔵集会場の項、関市板取門原集会場の項、関市板取岩本集会場の項、関市板取田口集会場の項、関市富之保武儀倉集会場の項、関市富之保岩山崎集会場の項、関市中之保久須集会場の項、関市中之保寺田集会場の項、関市中之保乙亀集会場の項、関市中之保小宮集会場の項、関市中之保大城集会場の項及び関市上之保船山集会場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。